

1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）（県外船）	120	5トン未満		別記1	4月1日から翌年3月31日まで	大分県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者
2	小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）（県外船）	78	5トン未満		別記2	4月1日から翌年3月31日まで	愛媛県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者
3	きす流刺し網（県外船）	3	5トン未満	定めなし	別記3	4月1日から11月30日まで	愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者
4	たい・はも・あなご・ふぐはえ縄（県外船）	13	5トン未満※	定めなし	別記4	4月1日から翌年3月31日まで	愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者

※前年度5トン以上の船舶で許可を受けている者については、前年度許可証に記載してある総トン数以下

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
5	いか巢網（県外船）	50	5トン未満	定めなし	別記5	3月20日から 5月31日まで	福岡県において同様の漁業種類を営む者かつ福岡県北九州市門司区大字柄杓田に漁業根拠地を有する者であって、山口県関係漁業権者の同意を得た者
6	いか巢網（県外船）	50	5トン未満	定めなし	別記6	3月25日から 5月31日まで	福岡県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県関係漁業権者の同意を得た者
7	小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）（県外船）	上限なし	5トン未満		別記7	6月1日から 翌年2月末日まで	福岡県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と福岡県の間の入漁協定に基づいて入漁する者
8	さより船びき網	2	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下 (ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県内海	10月10日から 翌年5月10日まで	山口県光市以東の山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
9	雑魚かご	1	5トン未満	定めなし	別記8	1月1日から 12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、雑魚かご（特例分）の許可を有しない者
10	たい、はも、あなごはえ縄	2	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から 12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者
11	手繰第二種 （なまここぎ網）	1	3トン未満		別記8	11月8日から 翌年3月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、手繰第三種（桁網）の許可を有しない者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・ 整理番号1から6に係るもの
令和6年3月1日から令和6年3月7日まで（7日）
- ・ 整理番号7に係るもの
令和6年4月1日から令和6年4月30日まで（一月）
- ・ 整理番号8から10に係るもの
令和6年3月1日から令和6年3月31日まで（一月）
- ・ 整理番号11に係るもの
令和6年3月1日から令和6年3月14日まで（14日）

3 許可の有効期間

- ・ 整理番号1、2、4に係るもの
1年間
- ・ 整理番号3に係るもの
令和6年4月1日から令和6年11月30日まで
- ・ 整理番号5に係るもの
令和6年3月20日から令和6年5月31日まで
- ・ 整理番号6に係るもの
令和6年3月25日から令和6年5月31日まで
- ・ 整理番号7に係るもの
令和6年6月1日から令和7年2月末日まで
- ・ 整理番号8から11に係るもの
許可の有効期間の末日は既存同許可の有効期間の末日と同日とする。

※ 小型機船底びき網漁業の「推進機関の馬力数」は、令和2年11月16日付農林水産省告示第2230号「漁業の許可及び取締り等に関する省令第71号第4号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件」において、瀬戸内海において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は48キロワット（15馬力）と定められている。